

(別紙第5)

香川県における憲法週間行事

■無料法律相談

お金の貸し借り、交通事故、土地・建物、夫婦関係や遺産相続の問題などの法律相談に香川県弁護士会所属の弁護士が無料で相談に応じます。時間内に受付までお越しください。

なお、事前の電話による受付予約及び電話相談は行っておりません。

1〔日 時〕4月27日(水)午前10時から午後4時まで

(ただし、受付は午前9時30分から午後3時30分まで)

〔受付場所〕高松家庭・簡易裁判所庁舎1階

2〔日 時〕4月27日(水)午前10時から午後3時30分まで

(ただし、受付は午前9時30分から午後3時まで)

〔受付場所〕高松地方裁判所丸亀支部庁舎2階

※ お一人30分程度

※ 高松地方裁判所丸亀支部については、裁判所庁舎建替工事のため、駐車場が使用できません。高松地方裁判所丸亀支部にお越しの際は、公共交通機関を御利用いただき、自動車での来庁はお控えいただきますよう、御理解と御協力をお願いします。

※ 詳細は、香川県弁護士会(087-822-3693)まで

(電話は、平日の午前9時から午後5時まで)

■人権相談所

離婚や扶養、相続、体罰やいじめ、高齢者や子どもに対する虐待、近隣間のトラブルなどの相談に、人権擁護委員が無料で応じます。

1〔日 時〕5月2日(月)午前10時から午後3時まで

〔場 所〕高松市役所1階市民相談センター

2〔日 時〕5月2日(月)午前10時から午後3時まで

〔場 所〕三豊市高瀬町農村環境改善センター

3〔日 時〕5月6日(金)午前10時から正午まで

〔場 所〕直島町西部公民館

※ 詳細は、高松法務局人権擁護部(087-815-5311)まで

(電話は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

■もっと検察庁を知ろう（検察庁の見学・模擬取調べ）

検察庁の概略を説明し、その後、取調室などの庁舎見学にご案内します。

また、参加者を検察官役として模擬取調べなどを行います。

〔日 時〕 5月22日（日）午前9時30分から正午まで

〔場 所〕 高松地方検察庁

〔定 員〕 先着30名

参加申込手続きについては、高松高等・地方検察庁の各ホームページをご覧ください。

高松高等検察庁のホームページ

http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/h_takamatsu/h_takamatsu.shtml

高松地方検察庁のホームページ

<http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/takamatsu/takamatsu.shtml>

※ 詳細は、高松高等検察庁総務部企画調査課企画調査係（087-821-5631）まで

（電話は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

■憲法週間パネル展

憲法週間、裁判員制度などに関するパネル展を開催しますので、お立ち寄りください。

〔期 間〕 4月25日（月）から5月9日（月）まで

〔場 所〕 高松法務合同庁舎1階ロビー

※ 詳細は、高松高等検察庁総務部企画調査課企画調査係（087-821-5631）まで

（電話は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

■裁判所の見学・裁判傍聴

裁判所の見学を希望される場合には、事前に申し込みいただければ、係員が対応します。裁判の傍聴も可能です。憲法週間以外でも随時受け付けています。

※ 詳細は、高松地方裁判所事務局総務課庶務係（087-851-1537）まで

（電話は、平日の午前8時30分から午後5時まで）

【行事全般に関する問い合わせは…】

高松高等裁判所事務局総務課広報係（087-851-1547）まで